

平成 24 年 1 月 13 日
農林水産省大臣官房検査部調整課
経済産業省商取引監督課

平成 23 年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画

第 1 検査基本方針

1. 基本的考え方

近年、商品先物取引を取り巻く状況は、大きく変化している。国境を越えた取引が活発に行われるなど商品先物市場の構造が大きく変化する中、商品の価格が実体経済の需給を踏まえた公正なものとなるよう、商品先物市場の透明性を向上させることが国際的に求められている。また、我が国では海外商品先物取引や海外商品先物オプション取引、相対の証拠金取引と呼ばれる店頭取引について、苦情件数が増加したことから、こうした取引も含めた横断的な顧客又は委託者の保護を図る要請が高まっている。他方、世界的な取引所間の競争激化の中、我が国商品先物市場は平成 16 年度以降縮小し、流動性の低下により、商品価格の形成等、その本来的な機能が低下している状況にある。

このような商品先物取引をめぐる内外の環境変化に対応するため、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正し、商品先物取引法（以下「法」という。）が整備され、平成 23 年 1 月に全面施行されたところである。今般の法改正により、商品先物取引には、これまでの商品取引員に加え、銀行や証券会社等多様な者が参入できることとなっている。また、不招請勧誘の禁止やいわゆるプロ・アマ規制等の行為規制が導入されている。

このような中、商品先物取引業者等に対する立入検査（以下「検査」という。）を実施する農林水産省及び経済産業省（以下「主務省」という。）の検査担当部署は、平成 23 年 1 月、新たに定めた「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」及び「商品先物取引業者等検査マニュアル」に基づき、当

該商品先物取引業者等の業務及び財務等の状況を的確に把握することが求められている。

主務省の基本的な使命は、市場の公正性・透明性の確保及び委託者等の保護であり、検査は、商品先物市場における取引の担い手である商品先物取引業者等の業務及び財務状況の検証を通じて、これらの使命を果たす役割を担っている。

具体的には、主務省は、検査を効率的かつ効果的に実施する観点から、検査対象の規模や業務実態、その時々々の市場環境等に応じ、検査対象先に関する様々な情報を収集・検討し、検査対象先を選定することや重点検証分野を設けるなどメリハリのある検査に努めることが必要である。また、検査方法についてもこれに見合ったものとする必要がある。

このため、主務省は、法の全面施行により、商品先物市場における取引の担い手である商品先物取引業者等が多様化する中で、自らが保有する限られた検査資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的な検査を実施し、自らの使命を果たすよう、これまで以上に各検査職員が常日頃から切磋琢磨し、創意工夫をもって真摯に職務に取り組むこととする。

以上を踏まえ、平成23年度の検査（平成23年4月1日以降に着手する検査）においては、以下のような検査の目的及び検査において留意すべき点を念頭に置きつつ、検査を実施することとする。

【検査の目的】

- ① 検査は、取引の公正確保を基本としつつも、商品先物取引業者等の財務の健全性の確保を含め、そのリスク管理態勢の適切性確保を目的とする。
- ② 検査は、不公正な取引等を行わせないような内部管理態勢、リスク管理態勢及びシステムリスク管理態勢等の構築を商品先物取引業者等に促すことを目的とする。
- ③ 検査は、商品先物取引業者等が商品先物市場において委託者等から信頼や公正・健全な市場の確保のために貢献することを期待されていることの自覚を促すことを目的とする。

【検査において留意すべき点】

- ① 検査がいわゆる一方通行に陥らないよう、検査側と被検査側との双方向

の対話を重視するよう努める。

- ② 検査においては、検査対象先の規模及び業務の状況等を十分考慮し、機械的、画一的な検査にならぬよう努める。
- ③ 法令等違反行為の検証を行うとともに、幅広い知見に立って重大な問題を捉えるように努める。
- ④ 内部管理態勢やリスク管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努める。
- ⑤ 監督部署等と十分な連携を図るよう努める。
- ⑥ 機動的な対応ができるよう常に商品先物市場等の動向に幅広い関心を持つよう努める。

2. 検査実施方針

(1) 効率的かつ効果的な検査に向けた取組み

① 検査対象先の選定

検査対象先の選定に当たっては、機械的な選定にならぬよう、商品先物取引業者等の規模、業務の状況、市場への影響、その他を総合的に勘案し、検査実施の優先度を判断する。

② 検査の種類

イ 一般検査

検査対象先に係る業務運営等の全般について、各種情報、前回検査の結果及び検査周期等を勘案した上で行う。

ロ 特別検査

検査対象先に係る業務運営等の一部について、情報等を基に機動的に行う。

③ 検査の方式

検査は、原則、検査対象先の本店、支店又はその他の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査する方法（以下「臨店検査」という。）により行うものとする。

④ 現物検査の実施

検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行う必要があると判断した場合は、検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に検査官が直接赴き、原資料等を適宜抽出・収集・閲覧する現物検査を行うものとする。

⑤ 検査予告

検査は、原則、無予告で行う。ただし、検査対象先の業務の特性、検査事項又は検査の効率性等を総合的に勘案し、予告することが適当であると

判断した場合は予告検査とする。

⑥ 講評の実施

主任検査官は、臨店検査終了後、指摘事項が整理された段階で検査対象先の責任者に対し、原則、主任検査官が口頭で伝達する方法で講評を行う。

⑦ 検査書の交付

検査書の交付は、検査対象先の責任者に対し、検査結果を書面により通知する。

⑧ 意見申出制度

意見申出制度は、検査において検査対象先と検査官との意見相違事項について、検査対象先の責任者が主務省に意見を提出できるものとする。

⑨ 検査モニター制度

検査モニター制度は、適切な検査の実施を確保する等の観点から、必要に応じ、検査対象先の代表者等から検査に関する意見等を聴取するオンサイト検査モニター及び検査対象先の代表者に検査に関する意見等を記入した書面の提出を求めるオフサイト検査モニターの2つの方法により実施する。

(2) 重点検証分野

① 委託者等保護等に係る検証

委託者等保護及び誠実、公正な営業姿勢を確保する観点から、商品先物取引業者等において、適切な勧誘や顧客対応が行われているかについて検証する。勧誘状況の検証に当たっては、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に照らして不適当な勧誘が行われていないかという適合性原則の観点から検証する。また、不招請勧誘等の不当な勧誘がなされていないか、顧客の属性に見合った説明責任が果たされているかなどの観点から検証する。

② 内部管理態勢等に係る検証

商品先物取引業者等は、商品先物市場の公正性及び委託者等からの信頼を確保する観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることが求められており、法令等遵守態勢を適正に整備すべきである。このため、法令等違反行為の検証を基本としつつ、検査対象先の規模や特性を勘案し、内部管理態勢や財務の健全性を含むリスク管理態勢の適切性に重点を置いた検証を行う。

また、商品先物取引業者等の業務運営におけるITシステムへの依存度は益々高まっており、かつ、個人顧客のインターネットを通じた商品取引

への参加が広がっていることから、委託者等保護及び商品先物取引業者等への信頼性の確保の観点から、商品先物取引業者等におけるシステムリスク管理態勢の適切性と実効性について検証する。

第2 検査基本計画

1. 基本的考え方

検査基本計画については、商品先物取引業者等の業務の特性等を勘案し、原則として以下の考え方に基づき策定することとする。なお、市場環境の変化や個別業者に関する要因等により、例外的な対応を行うことがあり得る。

- ① 組織及び取引規模等が比較的大きく、市場への影響も比較的大きいと考えられる業者については、原則として、継続的に業務運営の状況や財務の健全性等の検証を行う。
- ② 上記①以外の業者については、各種の情報を分析し、監督部署等との連携の下で検査実施の優先度を判断する。

2. 検査基本計画

商品先物取引業者	10社程度実施
商品先物取引仲介業者	随時実施
自主規制機関等	必要に応じて実施

(注意)

- ・ 上記検査基本計画は、事情変更等により、期中であっても見直し、変更することがある。